

2. 系統別の解析・評価

みどりが都市において果たす役割としては、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能があげられます。ここでは、本市におけるみどりの役割について、系統別に解析評価を行います。

1. 環境保全系統

(1) 環境保全の機能

環境保全の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・生活環境に快適性や潤いを与えます。
- ・多様な動植物の生息、生育環境が確保されます。
- ・大気浄化、騒音やヒートアイランド現象が緩和されます。

これらの機能を有するみどりとしては、都市の骨格となる緑地、身近な環境を構成する住区内に存在する小規模なみどり、稀少種をはじめとする多様な動植物の生息地・生育地、環境への負荷の軽減するみどり等、主として存在機能に着目した緑地が考えられることから、次の緑地を本市における環境保全に寄与するみどりと捉えます。

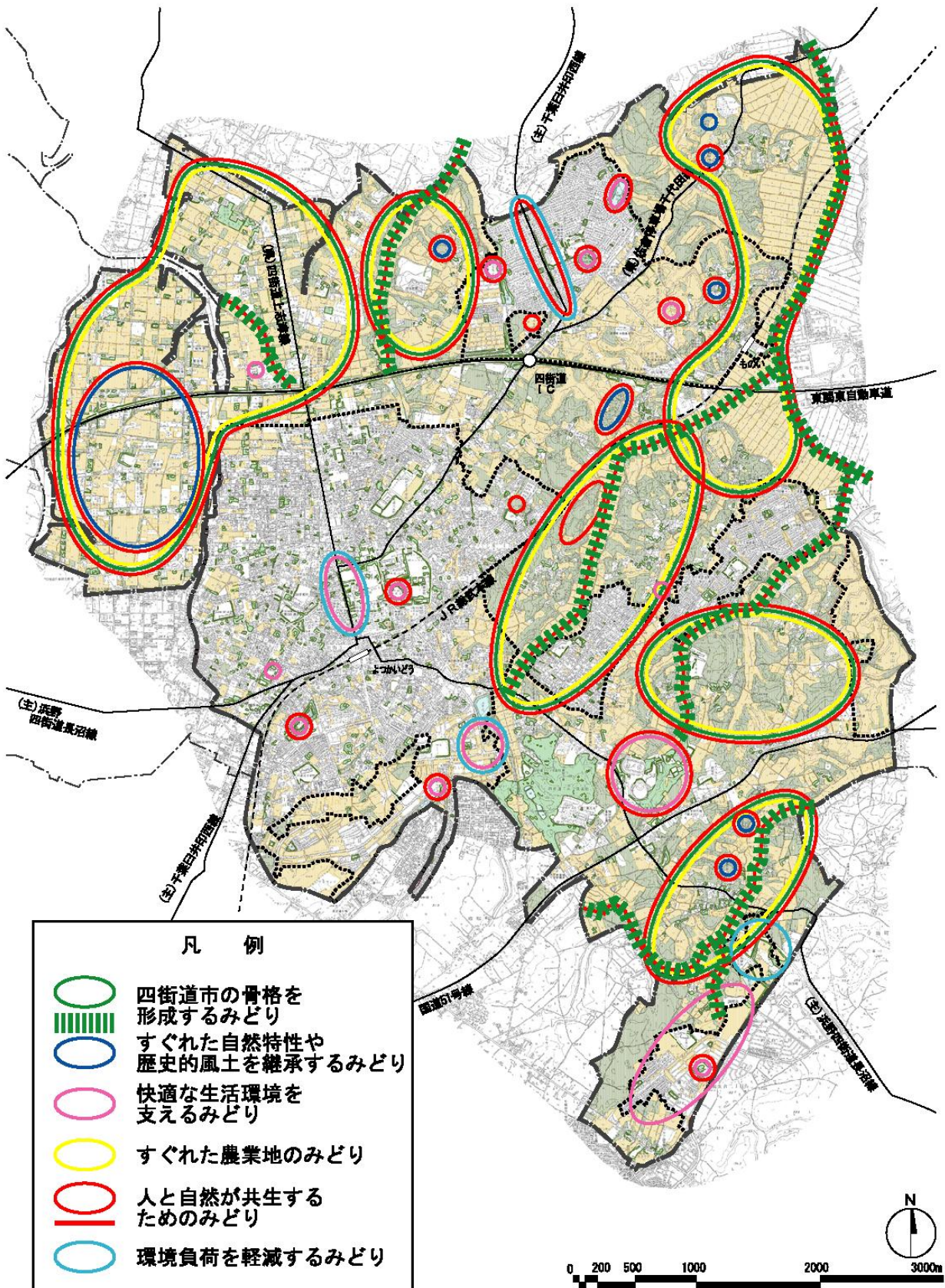
- 四街道市の骨格を形成するみどり
まとまりのある既存の樹林地や河川等
- すぐれた自然特性や歴史的風土を継承するみどり
植物の自生地、野生動物の生息地等を形成する樹林地、水辺地等
四街道市の原風景を構成する緑地や社寺等と一体となった樹林地等
- 快適な生活環境を支えるみどり
地区の特性に応じた地区内の修景や環境改善に資するみどり
- すぐれた農業地のみどり
良好な維持管理のもとに持続性を持っている農地
- 人と自然が共生するためのみどり
多様な動植物にとっての生息地・生育地とともに、市民が身近にふれあえるみどり
- 環境負荷を軽減するみどり
工場周辺や幹線道路等において環境負荷を軽減するみどり

(2) 環境保全機能の解析・評価

環境保全機能	解析・評価
① 四街道市の骨格を形成するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀崎、山梨、鹿渡、南波佐間、吉岡、栗山地域等では、田園のみどりや台地の斜面林などにより、里山の景観が形成されており、本市の骨格的緑地であることから、その保全が必要ですが、民有地のため、有効な保全策を検討していく必要があります。 ・ 鹿島川、勝田川、上手繰川、小名木川（小名木雨水幹線）、並木川、東部排水路等では、大きな河川や湖沼がない本市においては、貴重な水辺空間であり、みどりの骨格を形成していることから、その保全が必要です。
② すぐれた自然特性や歴史的風土を継承するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長岡地区には、貴重な植物群落として、潜在植物とされているスダジイ・ヤブコウジ群集の自然林が、また、亀崎地区の湿地帯にはハンノキの自然林が残っています。今後もすぐれた自然特性のみどりとして保全が必要です。 ・ レッドデータブックに掲載されているものは対象種が絶滅の危機に瀕していると同時にその種が保護を必要としていることを示しています。 コウホネ（B）、イチリンソウ（C）、トモエソウ（C）、マヤラン（C）、イカリソウ（C）キツリフネ（C）、クサナギオゴケ（C）、カタクリ（C）、ギンラン（C）、サイハイラン（C）、サガミラン（C）コブシ（D）、ニリンソウ（D）、イヌショウマ（D）、クマシデ（D）、アカシデ（D）、イヌザクラ（D）、サイカチ（D）、レンリソウ（D）、シャクジョウソウ（D）、ギンリョウソウ（D）、ジュウニヒトエ（D）、キセワタ（D）、ミズオオバコ（D）、エビネ（D）、キンラン（D）メダカ（B）、カヤネズミ（C）、ニホンリス（C）等が谷津田と一体となった樹林地、亀崎地域、山梨地域、南波佐間地域、吉岡地域、鹿渡地域（郷土の森）、栗山地域で確認されており、その保全が必要です。 ・ メダカ、ホタル等の生息する水辺、樹林地、農地は、ホタル、蝶などの昆虫のほか、メダカやサシバ、カケスなどの多様な動植物の生息地・生育地となっていることから、すぐれた自然特性のみどりとして保全が必要です。 ・ 内黒田熊野神社など歴史を映す社寺、史跡も多く、それらと一体となりまとまった緑地が分布しており、歴史的風土のみどりとして保全を図っていく必要があります。 ・ 鹿放ヶ丘の防風林は農地と一体となり、開拓時代の風景を今に伝える歴史のみどりであるため、有効な保全策を検討していく必要があります。

環境保全機能	解析・評価
③ 快適な生活環境を支えるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合公園、地区公園は、スポーツやイベントなどが行われる場であり、市民の快適な生活環境を支えるみどりとして保全が必要です。 ・ 近隣公園、街区公園は、市街地内及び集落地内において近隣公園、街区公園は、身近なみどりとなっていることから、快適な生活環境を支えるみどりとして保全を図っていく必要があります。 ・ 調整池は、公園等と一体となっているところもあり、良好な景観が形成されています。市民の身近な憩いの場として、その保全が必要です。 ・ 生産緑地地区は、みどりが少ない市街地内の中で、まとまりのあるみどりとしてその保全を図っていく必要があります。また、生産緑地地区として保全が難しくなった場合は、公園等として緑地を確保していく必要があります。 ・ 河川沿いの自然堤防等、小・中学校のみどり、緑化された道路、住宅等のみどりは、市民に親しまれている快適な緑地となっており、快適な生活環境を支えるみどりとして保全を図っていく必要があります。
④ すぐれた農業地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域農用地区域は、本市の生活基盤を支える農地として、また、貴重な自然環境として保全を図っていく必要があります。
⑤ 人と自然が共生するためのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷津田と一体となった樹林地(里山)をはじめ、スダジイ、ハンノキの自然林、社寺等と一体となったみどり、農業振興地域農用地区域、鹿島川等の河川、調整池、都市公園、郷土の森、市民の森は、多様な動植物の生息・生育空間であり、自然環境や市民が安心して生活できる良好な都市環境を維持していく場でもあります。また、多様な動植物の生息地・生育地や休息地でもあり、市民が身近な自然とふれあえる場でもあることから、自然と共生するみどりとして有効な保全策を図る必要があります。あわせて、可能などころでは生物の多様性の保障についても検討が必要です。
⑥ 環境負荷を軽減するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場周辺のみどりは、大規模な工場では、敷地内や接道部において緑化が進んでいるところが多いですが、市街化調整区域に点在する小規模な工場や資材置き場などでは、緑化が進んでいないため、環境負荷を軽減するみどりとして、保全・育成が必要です。 ・ 緑化された道路は、街路整備に伴い道路緑化も進みつつありますが、既成市街地では道路幅員が狭く十分な歩道や植樹帯の確保ができない状況であるため、環境負荷を軽減していくためにも緑化を図っていく必要があります。また、東関東自動車道沿道においては、樹林地、帯状の谷津田等の緑地保全や周辺の緑化を図っていく必要があります。

■ 環境保全機能の評価図（代表的なみどり）



2. レクリエーション系統

(1) レクリエーションの機能

レクリエーションの機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・みどり豊かな環境にたたずむ寺社等の歴史的建築物を観察することにより、地域文化の認識を高めます。
- ・森林浴などにより精神的な落ち着きややすらぎが得られます。
- ・運動施設としての市民利用や、各種スポーツ大会が開催されます。
- ・家族や住民相互のコミュニティの場として利用されます。

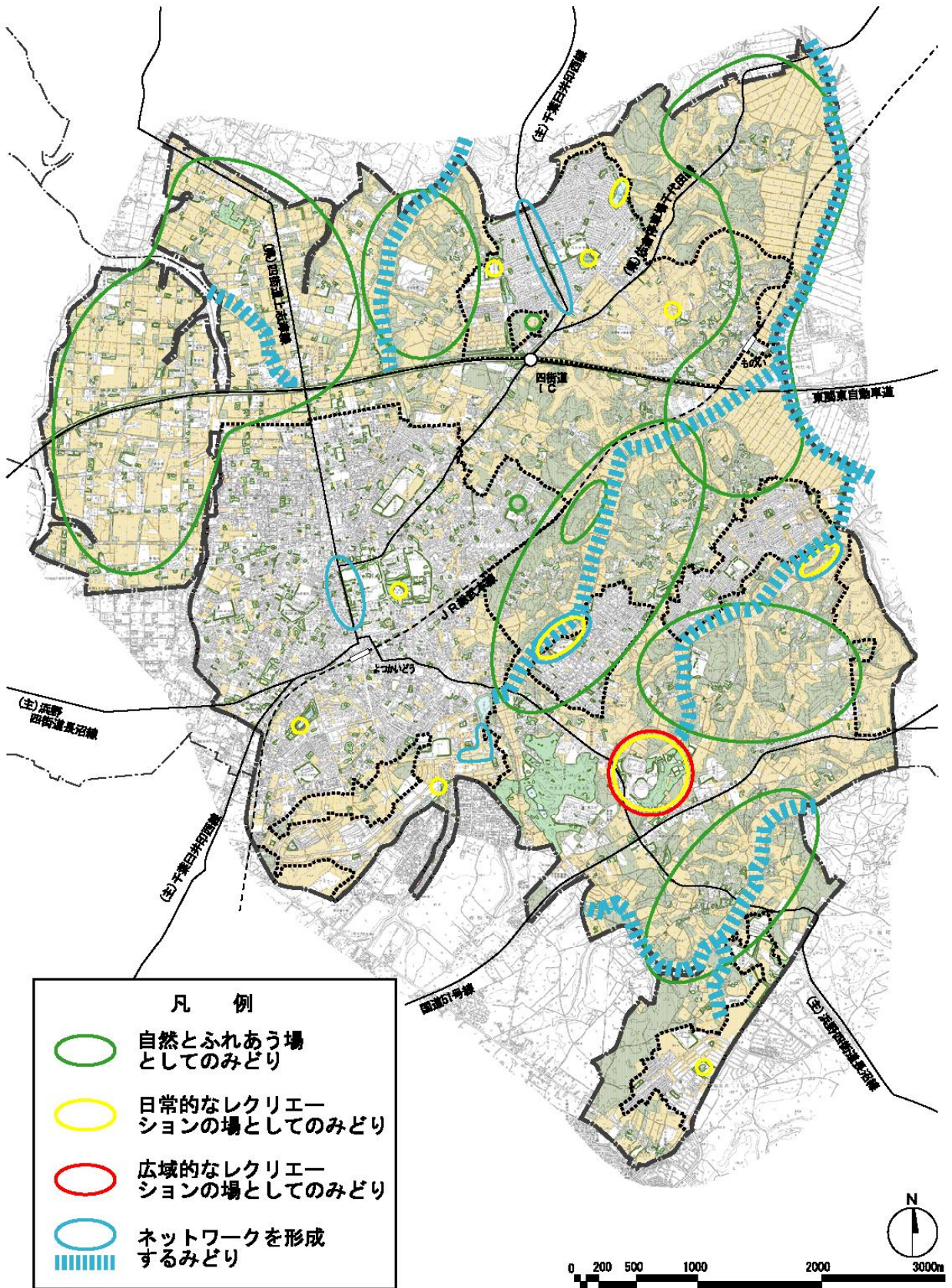
これらの機能を有するみどりとしては、自然とのふれあい、日常的、週末的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用機能に着目した緑地が考えられることから、次の緑地を本市におけるレクリエーションに寄与するみどりと捉えます。

- 自然とふれあう場としてのみどり
良好な自然環境を有する緑地等
- 日常的なレクリエーションの場としてのみどり
既に都市計画に定められている公園、緑地等
- 広域的なレクリエーションの場としてのみどり
都市間の係に配慮し、地域スポーツの振興に資する緑地
- ネットワークを形成するみどり
レクリエーション利用効果を高めるような拠点となる公園等を相互に連絡する緑化された道路や河川等

(2) レクリエーション機能の評価

レクリエーション機能	評価される代表的なみどり
①自然とふれあう場としてのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津田と一体となった樹林地、社寺等と一体となった樹林地は、本市における自然とふれあいの場として代表されるみどりであり、市民意向調査においても“残したい緑”としてあげられていることから、その保全・活用を図っていく必要があります。 ・郷土の森、市民の森、市民農園は、市民の憩いの場や自然観察の場として利用されており、市民意向調査においても“残したい緑”、“とどまる緑”としてあげられており、多くの市民に親しまれている場であることから、自然とのふれあいの場として保全・活用を図っていく必要があります。
②日常的なレクリエーションの場としてのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、児童遊園は、市民が日常的に利用するレクリエーションの場であり、総合公園、地区公園等には付帯施設として、テニスコートや多目的運動場が整備されています。今後も市民の多様なニーズに対応した活用が必要です。また、市の北西部では、規模の大きな公園が少ないことから、市民意向調査においても、“今後市民が望む公園”としてあげられた「自然を生かした大きな公園」「自由に遊べる広々した原っぱのある公園」などの配置についても検討していく必要があります。 ・調整池は、市民にとって身近な水辺であり、美しが丘では公園等と一体となって活用されている憩いの場であることから、維持保全が必要です。 ・河川沿いの自然堤防等は、周辺の人々の散歩道として利用されていることから、身近なレクリエーションの場として、保全・活用を図っていく必要があります。
③広域的なレクリエーションの場としてのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園は、週末などに、レクリエーション利用に対応する場として、バス等の駐車スペースも完備され、広域圏への対応も図られています。また、体育館裏の水源部は散策の場としても優れており、保全が必要です。今後も多くの市民の利用されるレクリエーションの核としてその機能充実を図っていく必要があります。
④ネットワークを形成するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化された道路は、現在は各施設等を結ぶ明確なネットワークはありませんが、都市計画道路などの整備によりネットワーク性を図っていく必要があります。 ・鹿島川、上手繰川、勝田川、並木川、小名木川（小名木雨水幹線）、東部排水路は、線的なみどりであり、市内の貴重な水辺空間として、ネットワークとしての活用が望まれます。 ・河川沿いの自然堤防等は、多くの人の散歩道として利用されていることから、みどりの拠点等を結ぶネットワークとしての活用が望まれます。

■ レクリエーション機能の評価図（代表的なみどり）



3. 防災系統

(1) 防災の機能

防災の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・ 災害発生時の避難路、避難場所、また救助基地として安全を確保します。
- ・ 災害地域の緩衝地となります。
- ・ 雨水の流量調整により洪水の防止が図られます。

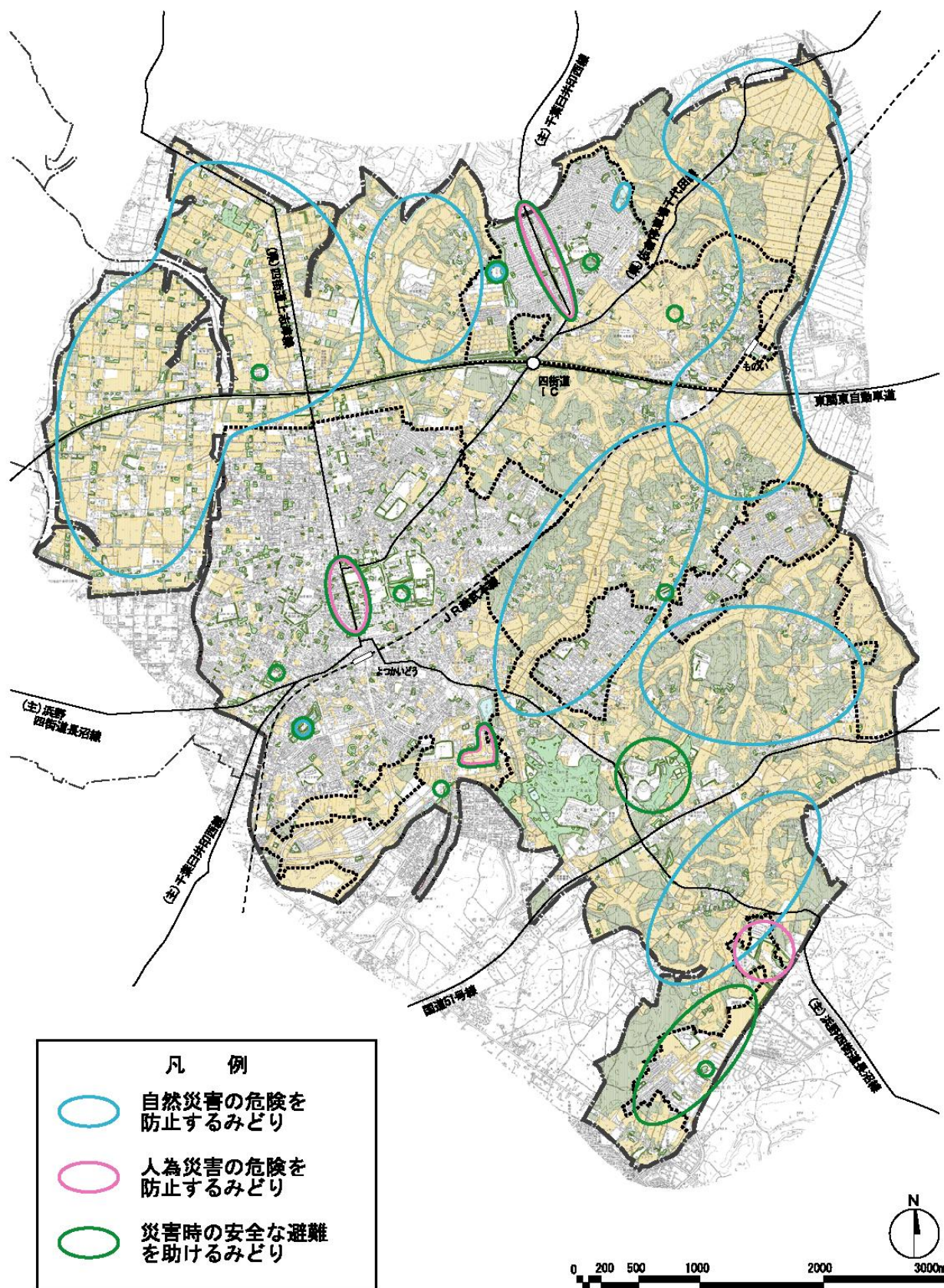
これらの機能を有するみどりとしては、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害の緩和に対処し得るような緑地が考えられることから、次の緑地を本市における防災に寄与するみどりと捉えます。

- 自然災害の危険を防止するみどり
自然災害防止に対応可能なみどりや必要とされるみどり
- 人為災害の危険を防止するみどり
人為災害の防止に対応可能なみどりや必要とされるみどり
- 災害時の安全な避難を助けるみどり
災害時の安全な避難に対応可能なみどりや必要とされるみどり

(2) 防災機能の評価

防災機能	評価される代表的なみどり
① 自然災害の危険を防止するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池は、雨水の河川等への流出を一時的に抑制し、貯留する機能は洪水等を防止するうえで重要であることから、この機能を維持していく上で保全を図る必要があります。 ・林地は、林地の保水作用、地下水としての涵養を大切にする上で保全を図る必要があります。 ・水田は、洪水を防ぐために水田のもつみどりのダム役割を大切にし、その保全を図る必要があります。
② 人為災害の危険を防止するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・工場周辺のみどりは、大規模な工場では、敷地内や接道部で緑化が進んでいるところが多く、緩衝緑地としての機能が高いことから、この機能の維持保全を図っていく必要があります。また、市街化調整区域に点在する小規模な工場や資材置き場などでは、接道部や敷地内の緑化が十分ではなく、緩衝緑地としての機能が低いため、緑化を推進していく必要があります。 ・緑化された道路は、市街地内の都市計画道路や、比較的道路幅員の広い整備された道路では、街路樹等の整備により、ケヤキ、マツ、サクラ、プラタナス等の高木のほかツツジ、サツキ等の低木により緑化されており、緊急時における避難路や防火帯の役割が期待できます。ただし、連続性に乏しいため、今後の整備が望まれます。
③ 災害時の安全な避難を助けるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園、地区公園、小中学校等は、災害時の広域避難場所として、四街道総合公園1箇所が指定されています。また、一時避難場所として地区公園や小中学校、四街道市消防資料館等の24箇所が指定されています。これらのみどりは災害時の安全な避難体系のため、維持保全に努めていく必要があります。 ・緑化された道路は、都市計画道路等、広幅員の道路は災害時の避難路として期待できますが、整備が遅れていることからその機能は十分ではないため、連続性をもたせるなど、緑化を図っていく必要があります。 ・住宅のまわりの生け垣は、安全な避難を確保していく上で、地震等による倒壊の危険を防ぐため、ブロック塀から生け垣への転換が望まれます。

■ 防災機能の評価図（代表的なみどり）



4. 景観構成系統

(1) 景観構成の機能

景観構成の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・樹林地は豊かなみどりをつくりだし市民の心像風景となっています。
- ・寺社林や住宅地のみどりは地域の景観をつくり、市街地に潤いを持たせます。
- ・身近なみどりは四季の変化などにより、日常の生活を和ませ活力を与えます。

これらの機能を有するみどりとしては、市街地を取り込み市街地の背景となる緑地、市街地内の郷土景観を形成する緑地、市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地、特色あるまちづくりに資するような緑地等が考えられることから、次の緑地を本市における景観構成に寄与するみどりと捉えます。

- 四街道市を代表する郷土景観を構成するみどり
多くの市民に親しまれ、本市の景観を特徴づけるみどり
- 地域を代表する郷土景観を構成するみどり
歴史的風土と一体となったみどりなど、地域の特性をあらわすようなみどり
- すぐれた景観の眺望点となるみどり
すぐれた景観が眺望できる景観ポイントとなるみどり
- ランドマークとなるみどり
住区のランドマークあるいはシンボルマークとなるみどり
- 都市景観の創出に寄与するみどり
地区の美観向上やみどりあふれる都市景観の形成を図るために必要なみどり

(2) 景観構成機能の評価

景観構成機能	評価される代表的なみどり
①市を代表する郷土景観を構成するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀崎、山梨、鹿渡、南波佐間、吉岡地域等では谷津田の田園景観が広がっており、市域を形づくる里山の景観となっています。市民意向調査においても”四街道らしい風景”としてあげられていることから、本市を代表する郷土景観として保全を図る必要があります。
②地域を代表する郷土景観を構成するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区にある社寺境内とその社寺林は人々の生活に密着した地域の歴史的要素です。その中でも保存樹木・樹林に指定されている貴重な樹木・樹林は、地域のシンボリックな景観要素であることから、その保全を図っていく必要があります。 ・ 市西部では、防風林と一体となった畑地や牧草地などの田園景観が広がっています。また、市民意向調査においても”四街道らしい風景”としてあげられていることから、地域を代表する郷土景観として平坦な台地に広がる田園景観の保全を図っていく必要があります。 ・ 総合公園、地区公園、近隣公園は、多くの人々の憩いの場として、みどり多い空間が親しまれていることから、地域を代表する郷土景観として保全を図っていく必要があります。 ・ 商業・業務地においては、良好な景観形成がなされている地区とそうでない地区とがあることから、緑化によるみどり豊かな景観を形成していくことが望まれます。 ・ 古くからある住宅地は、敷地面積も大きく接道部や庭等に植栽がなされおり、屋敷林や周辺の樹林地も調和しみどり豊かな景観を形成していることから、その保全・育成を図っていく必要があります。 ・ 住宅開発等で整備された住宅地は、敷地面積は比較的小さいものの、接道部の生垣化などにより良好な景観を形成しているところが多くあります。例えば鷹の台では、緑地協定により統一された緑化がなされています。このように接道部の生垣化や緑地協定などを活用し、良好な住宅の景観を形成していくことが望まれます。
③すぐれた景観の眺望点となるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大土手山(ルボン山)は、昔、大砲の射撃訓練の標的として築かれたものであり、現在は登ると街並みを望むことができる場です。本市の貴重な眺望点として保全を図っていく必要があります。 ・ 谷津田が望める景観ポイントは、北総地方の典型的な谷津の景観を見ることが出来る貴重な場所であり、谷津田が望める景観ポイントとして保全を図っていく必要があります。
④ランドマークとなるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ みどりに囲まれた福星寺とその周辺は、本市を代表する社寺や城壁があり、歴史的要素が集中している特徴ある場所です。寺内には本市の木を代表するしだれ桜が保存樹となっていることから、ランドマークとなるみどりとして保全が必要です。

景観構成機能	評価される代表的なみどり
④ランドマークとなるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿放ヶ丘の防風林は農地と一体となり、開拓時代の風景を今に伝える歴史のみどりとなっていることから、ランドマークとなるみどりとして保全を図っていく必要があります。 ・主要地方道千葉・臼井・印西線と、主要地方道浜野・四街道・長沼線の交差点には、四街道地名発祥の十字路に「よつかどの碑石」が建っています。この石塔の側に大きな保存樹木（エノキ）があり、一体となって四街道の歴史を伝える景観を形成していることから、ランドマークとなるみどりとして保全が必要です。 ・歴史を思わせる松並木の通りが四街道のシンボルとして残されており、「千葉街路樹十景」にも選ばれています。市民意向調査においても“四街道らしい風景”としてあげられています。現在シンボルロード事業により、沿道景観の整備を進めていることから、ランドマークとなるみどりとして保全していくことが望まれます。 ・主要地方道千葉臼井印西線は、比較的良好な景観を形成されていることから、ケヤキの街路樹の適切な選定により優れた並木道として保全を図る必要があります。 ・めいわ地区では、ガス灯と一体となった街路樹（ユリノキ）は特色のある都市景観となっていることから、ランドマークとなるみどりとして保全を図っていく必要があります。
⑤都市景観の創出に寄与するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の少ない本市においては、鹿島川等の水辺は、貴重な水辺景観として良好な景観形成を創出していく必要があります。 ・市役所周辺は、整備が進められている都市核北地区とあわせて、本市の「顔」としての景観形成を図っていく必要があります。 ・四街道駅周辺は、四街道の玄関としての駅前の景観を創出していく必要があります。 ・接道部や敷地内の緑化が十分ではない工場等については、周辺地域との調和からも景観を意識した緑化が望まれます。 ・商業・業務地内では、植栽柵や、フラワーポットの設置などにより緑化が進んでいるところもありますが、多くは駐車スペースの確保等により緑化が進んでおらず、みどり豊かな景観を形成しているとは言えないため、景観形成の育成が必要です。 ・市街地内の都市計画道路や比較的道路幅員の広い道路では、街路樹等の整備が進んでいますが、連続性に乏しいため、良好な都市景観を形成していくうえで、連続性のある景観形成が望まれます。また、現存する街路樹においても景観形成を図っていく上で適切な維持管理に努めていくことが望まれます。

■ 景観構成機能の評価図

